2　法第十六条第三項の農林水産省令で定める軽微な事項は、次に掲げる事項とする。

一　行政区画又は土地の名称の変更に伴う登録に係る特定農林水産物等の生産地の名称の変更

二　登録に係る特定農林水産物等の名称が法第十三条第一項第四号ロに該当する場合において、当該登録後に同号ロに規定する登録商標に係る商標権について専用使用権が設定されたときにおける当該専用使用権の専用使用権者の氏名又は名称の追加

三　誤記の訂正

四　前三号に掲げるもののほか、法第十二条第二項第二号に掲げる事項の実質的な変更を伴わない変更

3　第五条第一項及び第二項、第六条から第十一条まで並びに第十三条から第十六条までの規定（法第十六条第一項の変更の登録に係る事項が前項各号に掲げる事項である場合にあっては、第七条、第七条の三から第十一条まで及び第十四条の規定を除く。）は、法第十六条第一項の変更の登録について準用する。この場合において、第六条中「次に掲げる書類」とあるのは同項の変更の登録に係る事項が前項各号に掲げる事項である場合以外の場合にあっては「第一号及び第四号から第十号までに掲げる書類並びに変更の必要性を記載した書類」と、法第十六条第一項の変更の登録に係る事項が前項各号に掲げる事項である場合にあっては「第一号及び第四号から第六号までに掲げる書類並びに変更の必要性を記載した書類」と、同条第七号中「申請農林水産物等」とあるのは「法第十六条第一項の変更の登録に係る事項が法第十二条第二項第二号（法第七条第一項第二号又は第四号から第七号までに係る部分に限る。）に掲げる事項である場合には、申請農林水産物等」と、第七条の二中「別記様式第七号の二」とあるのは「別記様式第七号の二（新設）」と、第八条中「別記様式第二号」とあるのは「別記様式第八号」と、第十三条中「次に掲げる事項」とあるのは「変更の年月日、第一号、第十二号及び第十三号に掲げる事項並びに変更に係る事項」と、第十四条第一項中「登録をしたときは、当該登録」とあるのは「変更の登録（法第十二条第二項第二号（法第七条第一項第三号に係る部分に限る。）に掲げる事項に係るものに限る。）をしたときは、当該変更の登録」と読み替えるものとする。

（明細書の変更の承認）

第十八条の二　法第十六条の二第二項の規定により同条第一項の承認（以下この条において単に「承認」という。）を受けようとする登録生産者団体は、別記様式第八号の二による申請書に、生産行程管理業務規程のほか、次に掲げる書類を添付して、農林水産大臣に提出しなければならない。

一　代理人により承認の申請をする場合には、その権限を証明する書面

二　最近の事業年度における財産目録、貸借対照表、収支計算書その他の承認を受けようとする団体が生産行程管理業務を適確かつ円滑に実施するに足りる経理的基礎を有することを証明する書類

三　承認を受けようとする団体が生産行程管理業務の公正な実施を確保するため必要な体制を整備していることを証明する書類

2　法第十六条の二第三項第二号の農林水産省令で定める基準は、第十五条第二号に掲げる基準とする。

3　法第十六条の二第四項の農林水産省令で定める事項は、承認の年月日、明細書の変更に係る事項及び生産行程管理業務規程（明細書の変更に伴い変更された場合に限る。）とする。

（新設）